

磐田市告示第296号

磐田市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱（令和元年磐田市告示第49号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月18日

磐田市長 草地博昭

別表第1中「高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」を「小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」に、「30人未満」を「29人以下」に、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業」を「認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業」に、「高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業」を「高齢者施設等の換気設備整備事業」に、「防犯対策及び安全対策強化事業」を「ブロック塀等改修整備事業」に、「地域密着型サービスのうち夜間対応型訪問介護」を「地域密着型サービスのうち夜間対応型訪問介護）」に改める。

別表第2中「高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」を「小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」に、「9,710円」を「10,460円」に、「2,440千円」を「2,630千円」に、「1,080千円」を「1,170千円」に、「325千円」を「351千円」に、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業」を「認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業」に、「15,400千円」を「16,600千円」に、「7,730千円」を「8,330千円」に、「高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業」を「高齢者施設等の換気設備整備事業」に、「4千円」を「4,310円」に、「防犯対策及び安全対策強化事業」を「ブロック塀等改修整備事業」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。